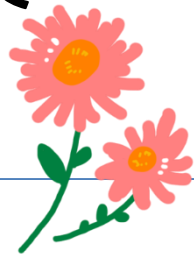


さいたま市不妊検査費助成事業 のご案内



「不妊症」は適切な検査と治療により、80%以上の方が出産までたどりつきます。
妊娠はするけれども、流産を繰り返す場合は、不妊症検査を考えてみませんか？

- 不妊症のリスク因子の検査について、2万円までを上限に助成を行います。(ご夫婦につき、1回)
- 早期不妊検査費助成事業とは別の事業です。
- 提出書類等の詳細については裏面でご確認ください。

【お知らせ】

令和3年4月1日以降に終了した、先進医療に伴う不妊症検査(保険適用外のもの)に対し、今後、助成額が増額となる予定です。

対象や内容等の詳細については、現在検討中ですので、ご提出時にご確認ください。

不妊・不妊で悩んだら・・・

■ 不妊・不妊の専門相談

不妊や不妊症に関する専門的な相談にカウンセラーが面談形式でお応えします(オンラインでの相談も可能です)。

<場所>さいたま市保健所 (要予約)

<予約電話番号>048-840-2233

(毎週月・木・金:10~16時)

<面談日時> 毎月第3水曜日 10時~11時35分

■ 不妊・不妊に関する電話相談

不妊・不妊に悩む方を対象に電話相談を行います。

<電話番号>048-840-2233

<相談日時>毎週月・木・金曜日

10時~16時

お問い合わせ先

○さいたま市不妊・不妊の電話相談

電話:048-840-2233 (毎週月・木・金:10時~16時)

または、

○さいたま市保健所 地域保健支援課 母子保健係

電話:048-840-2218 (月~金 8時30分~17時15分)

対象となる方

次のいずれにも該当している方が対象となります。

- ◆ 申請時に法律上の婚姻をしているご夫婦(事実婚関係にある方も含む)で、ご夫婦の一方又は双方がさいたま市に住民登録があること。
- ◆ 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること。
- ◆ これまでに2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある方。

対象となる検査

医師が必要と認める不育症のリスク因子の一連の検査。

- ✓ 夫婦が共に受けた検査開始日のどちらか早い方の日から、1年以内のもの。
または妻のみが受けた不育症検査で検査開始日から1年以内の検査。
- ✓ 令和3年4月1日以降に終了した検査。
- ✓ 他の助成を受けていない検査に係る経費であること。

助成の内容

助成回数:ご夫婦につき1回まで。

助成上限額:対象となる検査の費用に対して2万円(千円未満切り捨て)を上限に助成します。

申請書類

不足書類があると申請を受付できませんのでご注意ください。

(1)さいたま市早期不妊検査費・不育症検査費助成事業申請書(様式第1号)

(2)さいたま市不育症検査実施証明書(様式第3号)

(3)戸籍謄本

(4)住民票(※夫婦が別世帯の場合はそれぞれの住民票が必要です。)

原本・世帯全員及び続柄記載・発行から3か月以内のもの・マイナンバーの記載のないもの

(5)検査費領収書原本(原本確認後に返却します)

(6)振込を希望する銀行口座(ご夫婦いずれかのご名義)の通帳等のコピー

※口座名義、口座番号、店番号の記載がある部分のコピー

申請期限

申請は検査終了後から検査終了日が属する年度内、原則60日以内に申請してください。

※令和4年1月1日～令和4年3月31日に検査が終了した場合に限り、令和4年6月30日まで申請の受付をします。

申請窓口

申請は添付書類を添えて下記へ郵送、または直接窓口に御提出ください。

さいたま市保健所地域保健支援課 住所:さいたま市中央区鈴谷7-5-12 電話:048-840-2218